令和５年度

学校いじめ防止基本方針

柏原市立旭ヶ丘小学校

柏原市立旭ヶ丘小学校いじめ防止基本方針

令和５年４月１日

第１章　いじめ防止に関する本校の考え方

１　基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くこと、そして、教職員自身が、児童を一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格の健やかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「すべての子どもの笑顔が輝く学校～確かな学力と豊かな心をもち、生命を大切にする子どもの育成～」を教育目標としており、そのために人権教育についても重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

２　いじめの定義

いじめとは，「当該児童が、一定の人間関係のある者から，心理的，物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより，心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。そして，個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的に行うことなく，いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

（平成１８年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

- ➢冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ➢仲間はずれ，集団で無視をされる
- ➢軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ➢ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ➢金品をたかられる
- ➢金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ➢嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ➢パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

３　いじめ防止のための組織

⑴ 名称　「いじめ対策委員会」

⑵ 構成員　校長、教頭、首席、教務、生活指導部代表、各学年代表、該当担任、人権教育部代表、養護教諭、（幼小中一貫推進教員代表）

⑶ 役割

ア　学校いじめ防止基本方針の策定
イ　いじめの未然防止
ウ　いじめの対応
エ　教職員の資質向上のための校内研修
オ　年間計画の企画と実施
カ　年間計画進捗のチェック
キ　各取組の有効性の検証
ク　学校いじめ防止基本方針の見直し

４　年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

柏原市立旭ヶ丘小学校　いじめ防止年間計画	
４月	いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動情報を共有） 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知
５月	ＰＴＡ総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明（ｈｐで公開）、ＰＴＡ実行委員会、旭ヶ丘小学校区青少年健全育成会
６月	生活アンケートの実施、研究授業研修会、玉手中学校区幼小中一貫会議、日曜参観・地域清掃 ＰＴＡ実行委員会
７月	委員会（状況報告と取組みの検証）、校内人権委員会（状況報告と取組みの検証）、ＰＴＡ役員・実行委員会、個人懇談会、研究授業研修会、校内研修会、玉手中学校区虐待連絡会
８月	玉手中学校区幼小中一貫教育夏期研修会、校外の各種研究会参加
９月	ＰＴＡ実行委員会、健全育成会、いじめ対策委員会、
１０月	生活アンケートの実施、研究授業研修会、ＰＴＡ実行委員会、地域清掃
１１月	旭小祭り、研究授業研修会、旭小フェスタ、ＰＴＡ実行委員会、健全育成会
１２月	委員会（状況報告と取組みの検証）、個人懇談会、玉手中学校区虐待連絡会、i-check の実施
１月	研究授業研修会、ＰＴＡ実行委員会、いじめ対策委員会
２月	委員会（進捗確認、状況報告）、懇談会、幼小中一貫総括会議、研究授業研修会、ＰＴＡ実行委員会、
３月	委員会（年間の取組みの検証）、ＰＴＡ実行委員会、玉手中学校区虐待連絡会

５　取組状況の把握と検証（ＰＤＣＡ）

いじめ対策委員会（検討会議）は、各学期の終わりに開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第２章　いじめ防止

１　基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

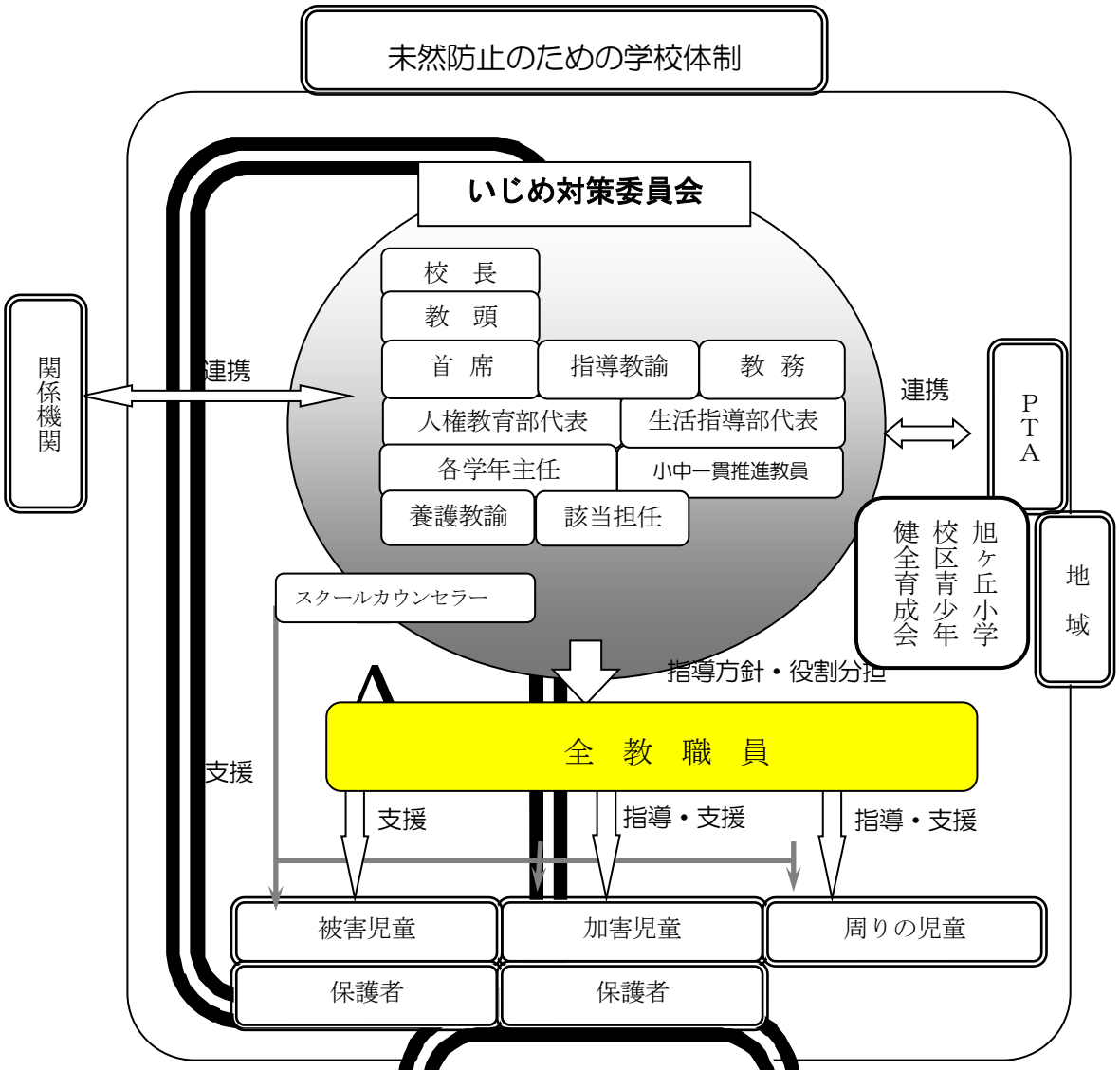

2　いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通 の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さない て、アンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体 り組む。つかんだ情報は、密接な情報交換により共通理解を図りつつ、全教職 必要がある。好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まな ある。

児童に対しては、「いじめは人 い意識を一人ひとりに、徹底させなければならない。いじめをはやし立て じる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝える 義務，児童にもたせることが必要である。

(2) いじめに向かわない態度・能力 認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケー 大事である。そのために、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍 くりが必要である。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ かり、学校が楽しいということである。それには、分かりやすい授業づくり、 できる集団づくりを進めるために、授業の工夫・改善に取組むことが肝要とな 師を招聘した校内研修による授業力・教師力の向上が必要である。

ストレスに適切に対処できる力 P -check を活用した学級経営、ソーシャルスキル教育の視点を生かした取 育の視点を生かした授業も大切にしたい。

いじめを助長するような教職員 在り方に注意を払うため、子ども一人ひとりを人格のある人間として、その個 た教育活動を行わなければならない。そのために、教職員は、児童の良きモデル となり、慕われ、信頼されることが求められる。

地域

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、授業を始め、あらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、児童を成長させる。また、教職員の子どもたちへのあたたかい声かけが、「認められた」と自己肯定感・自尊感情につながる。そんな「心の居場所づくり」の中で、児童は大きく変化する。

(5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、人権教育の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々な関わりを深める体験教育を充実させることが、豊かな心を育成する重要なポイントとなる。

第３章　早期発見

1　基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2　いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを実施することは、いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施いたい。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

日常の生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談を設けて、児童を対象にした教育相談を実施する等、相談体制を整備することも必要である。本校には、そのための相談室を設置している。

日常の観察として、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。「児童がいるところには、教職員がいる」ことをめざし、児童と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめの発見に効果がある。また、日記により実態把握ができ、日記を通して担任と児童が密になり、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し，迅速に対応する。

(2) 保護者と連携して児童を見守るため、日頃から保護者との信頼関係を築くことが重要である。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、児童の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが大切である。

(3) 児童が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から告げ口等と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が充分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

(4) 相談体制については、配布物や校長通信等により、相談体制を広く周知する。

いじめ防止委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、守秘義務があり、その対外的な取り扱いについては、最善の注意を払わなければならない。

第４章　いじめに対する考え方

1　基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因･背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合が

ある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、（別添）「５つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2　いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生指主任等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、柏原警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに柏原警察署に通報し、適切に援助を求める。

3　いじめられた児童又はその保護者への支援

(1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4　いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5　いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤

独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育大会や旭小フェスタ、全校大なわ大会などのカンガルー交流（縦割り交流）、学年･学級とぶらんこ学級（支援学級）との交流、社会見学、旭小フェスタ、地域清掃等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6　ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、柏原市教育委員会、大阪法務局人権擁護部や柏原警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、授業（情報教育）において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第５章　その他

１．玉手中学校区小中一貫教育として

たまてこども園・（こくぶこども園・関西女子短期大学附属幼稚園・北阪保育園・旭丘まぶね保育園）・旭ヶ丘小学校・玉手小学校・玉手中学校の１１年間の一貫した取組と連携を進め、幼児・児童・生徒の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応につなげていく。

玉手中学校区一貫教育として、以下のような取り組みを実施し、連携を図る。

●小中一貫生活指導・生徒指導部会（年４回）により生活指導面での共通理解を図り、日常的にも連絡を密にする。

●小中で参観授業や研究授業研修会への参会（交流）。

●夏期小中合同研修会（８月）の実施。

●玉中校区虐待防止連絡会（学期毎の年３回）の実施《たまてこども園、関西女子短期大学附属幼稚園、旭丘まぶね保育園、北阪保育園、玉手小学校、旭ヶ丘小学校、玉手中学校、柏原市役所子ども課、柏原市教育委員会、民生主任児童委員》。

●玉手中学校での小学校４～６年を対象にした中学校でのクラブ体験の実施。

●６年生が玉手中学校を訪問し、体験授業や卒業後のオリエンテーションの実施。

●わくわく事業交流として、就学前園児と児童との交流や小学校でのプール学習体験や体験授業及び学校探検等を年間３回程度実施。（たまてこども園園児と玉手中学校生徒との交流も）。

２．旭ヶ丘小学校青少年健全育成会として

●児童と地域の人たちと顔と顔がつながる行事として、地域清掃や旭小フェスタの実施

●見守り隊活動

３．開かれた学校として

●地域や保護者による「のびのびルーム」やＰＴＡ等によるボランティア活動（ベルマーク活動等）。

●大学生ボランティアによる放課後学習会（３年～６年）や学校教育支援活動。

●ＰＴＡ広報委員会の取材（行事や児童の活動）。

●ゲストティーチャーによる学習〔障がい者教育（各学年）・食育教育（各学年）・エンパワーメント（１年）・非行防止（５年・６年）等〕・SNS教室（４～６年）